

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として7期目の計画であり、国の基本指針に基づき2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するもので、大阪市として3期目の計画であり、国の基本指針に基づき2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の7項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第2章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標

① 地域移行者数

76人（2023（令和5）年度から2026（令和8）年度の4年間）

② 施設入所者数

1,261人（2022（令和4）年度末）→ 1,197人（2026（令和8）年度末）

【64人の減】

(2) 成果目標の考え方

- ① 地域移行者数について、第6期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306人）の6%（79人）に、第5期計画における未達成者見込（23人）を加えた102人を2023（令和5）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2023（令和5）年度末には151人となる見込みであり、第6期計画の目標数値は達成する見込みです。

第7期計画における国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の6%（76人）を2026（令和8）年度末までに地域移行するものとして設定します。

- ② 施設入所者数について、第6期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の入所者数の1.6%以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306人）の1.6%を削減することとし、2023（令和5）年度末時点の施設入所者数を1,285

人として設定しました。2023（令和5）年度には1,245人となる見込みであり、第6期計画の目標数値は達成する見込みです。

第7期計画における国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の5%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の5%（64人）を削減することとし、2026（令和8）年度末の施設入所者数を1,197人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行を基本とし、現計画で定める2023（令和5）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の5%以上の削減を基本とし、現計画で定める2023（令和5）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② 障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、2022（令和4）年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本として設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
1年平均 325.3日以上（2026（令和8）年度）
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数
1,690人（2022（令和4）年度）→ 1,559人（2026（令和8）年度）
【131人の減】 ※ 65歳以上と65歳未満の区別は設けません。
- ③ 精神病床における早期退院率
 - ・ 入院後3か月時点 68.9%以上（2026（令和8）年度）
 - ・ 入院後6か月時点 84.5%以上（2026（令和8）年度）
 - ・ 入院後1年時点 91.0%以上（2026（令和8）年度）
- ④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）
60人（各年度20人）

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上と設定します。
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。

一方、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の2015（平成27）年（9,906人）から2019（令和元）年（9,113人）までの長期入院患者の減少率（2.0%）を用いて、2021（令和3）年の実績から2023（令和5）年の長期入院患者数を想定し、そこから算出した2026（令和8）年の長期入院患者数（8,193人）を目標値としています。

地域移行の取組は大阪府と連携しながら府内の精神科病院において推進していること

から、大阪府と同様、減少率を年平均2%とし、2022（令和4）年の実績（1,690人）から2026（令和8）年の目標値（1,559人）を算出しました。なお、大阪府と同様、年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設定していません。

- ③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は68.9%以上、入院後6か月時点は84.5%以上、入院後1年時点は91.0%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第6期計画と同様に60人とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上に設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2026（令和8）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定。
- ③ 2026（令和8）年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上に設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① ③ については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② については、大阪府においては、1年以上の長期入院患者数の減少率に着目し、目標値を設定。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度より以前の5年間の長期入院患者の減少率を用いて、令和3年の実績から令和5年の長期入院患者数を8,704人と想定。さらに、令和5年想定値から令和8年の長期入院患者数を8,193人と算出。各市町村は、1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。

3 地域生活支援の充実

(1) 成果目標

- ① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年1回以上実施する
- ② 2026（令和8）年度までに、強度行動障がいのある人の実状や求める支援サービス等に関する調査及び大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施する

(2) 成果目標の考え方

- ① 第6期計画の国の基本指針において、2023（令和5）年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが示されました。

大阪市では、事業者同士が連携して、障がいのある人の地域生活を支える面的整備型を基本として、地域生活支援拠点等の各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備を進めています。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、市地域自立支援協議会等において有識者の意見を聴きながら検討を進めてきており、第7期計画の国の基本指針においても、引き続きの整備と、年1回以上の運用状況の検証及び検討が示されたことから、大阪市では、引き続き市地域自立支援協議会等において、支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行い、その機能充実に努めます。

- ② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、身近な地域の事業者が適切にサービスを提供することができる体制づくりに向けて、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とするなど、その特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう取組を進めます。

〔参考〕国の基本指針

- ① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。
 - ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
 - ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標

- ① 2026（令和8）年度の就労移行支援事業等（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）を通じた一般就労への移行者数 1,140 人
- ② 2026（令和8）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 717 人
- ③ 2026（令和8）年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 221 人
- ④ 2026（令和8）年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 118 人
- ⑤ 2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6割以上
- ⑥ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数 505 人
- ⑦ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 2割5分以上
- ⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める
- ⑨ 就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額 検討中

（※）過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、2026（令和8）年度中に、就労移行支援事業・就労継続支援事業・自立訓練事業・生活介護事業を通じて一般就労に移行する者を、2021（令和3）年度の一般就労への移行実績（811 人）の 1.28 倍（1,039 人）として設定します。加えて、大阪市では、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を通じた一般就労者数の直近実績である人数（101 人）を合算した 1,140 人を目標値とします。

- ② 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.31倍（717人）を目標値として設定します。
- ③ 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.29倍（209人）に、令和5年度の未達成者見込（12人）を加えて目標値を設定します。
- ④ 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.28倍（118人）を目標値として設定します。
- ⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合について、大阪市の実情を踏まえ、大阪府の基本的な考え方と同様に、事業所全体の6割以上として目標値を設定します。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度末実績の1.41倍（505人）を目標値として設定します。
- ⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合について、国の基本指針に基づき、事業所全体の2割5分以上として目標値を設定します。
- ⑧ 国の指針に基づき、各区地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めます。
- ⑨ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、今後示される大阪府の目標等の考え方等を踏まえて設定予定

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の1.28倍以上とすることを基本として設定。
 - ② 2026（令和8）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の1.31倍以上とすることを基本として設定。
 - ③ 2026（令和8）年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の概ね1.29倍以上とすることを基本として設定。
 - ④ 2026（令和8）年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の概ね1.28倍以上とすることを基本として設定。
 - ⑤ 2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として設定。
 - ⑥ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数を、2021（令和3）年度実績の1.41倍以上とすることを基本として設定。
 - ⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを基本として設定。
 - ⑧ 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本として設定。
- ※ ①から④について、現計画で定める2023（令和5）年度末までの数値目標が達成されない場合は、未達成割合を2026（令和8）年度の各々の目標値に加えた割合以上とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① から ④ 及び ⑥ ⑦ について、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ⑤ について、大阪府の実状を踏まえ、2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上として設定。
- ⑧ について、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。
- ⑨ 管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 成果目標

- ① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ・ 2026（令和8）年度の児童発達支援センターの設置 11 か所
 - ・ 児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・ 2026（令和8）年度の児童発達支援事業所 40 か所
 - ・ 2026（令和8）年度の放課後等デイサービス事業所 45 か所
- ③ 医療的ケアの必要な児童支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を定期的に開催する
 - ・ 2026（令和8）年度末時点の医療的ケア児等コーディネーターの配置数 199 人
- ④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
 - ・ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、大阪市が設置する「障がい児移行支援調整会議」において移行調整を進める

(2) 成果目標の考え方

- ① 児童発達支援センターについて、国の基本指針では、2026（令和8）年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上の設置を基本としているなか、大阪市は既に、福祉型児童発達支援センター10か所、医療型児童発達支援センター1か所が設置されており、実施体制は確保されています。

また、すべての児童発達支援センターを含め 102 か所の事業所が保育所等訪問支援事業を実施していることから、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

- ② 国の基本指針では、2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本としているなか、大阪市では既に、児童発達支援事業所 40 か所、235 人分の定員数、放課後等デイサービス事業所 45 か所、263 人分の定員数が確保されているため、引き続き適切な支援が行われる体制を確保していきます。

- ③ 大阪市では、医療的ケア児支援のための関係機関として、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関の協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」について、2023（令和5）年度に新たに要綱を制定し、開催期間を 2026（令和8）年度末までとしています。今後、継続的に施策検討を行っていくため、毎年度定期的に開催することを目標として設定します。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へ繋げることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えことから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。2023（令和5）年度末時点で見込まれるコーディネーター配置数に、今後実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了見込み人数を加え、199 人を配置することを目標とします。

- ④ こども相談センターが開催する移行調整の協議の場（障がい児移行支援調整会議）において、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行困難ケースを早期に把握したうえで円滑な移行調整を進めます。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和8）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ② 2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ③ 2026（令和8）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ④ 障がい児入所施設に入所している児童が、18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2026（令和8）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① ② について、国の基本指針に沿って目標を設定。なお、②の目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考とする。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定する。
- ③ について、国の基本指針の趣旨を踏まえて目標を設定。すでに協議の場を設置している場合は、心身状況に応じた支援を受けることができるよう協議の場を活性化する。また、コーディネーターは、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実状に応じて配置する。
- ④ 政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるよう目標を設定。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標

- ① 各区の障がい者基幹相談支援センターが地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- ② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組む

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針において、基幹相談支援センターは、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うことが期待されています。

大阪市では、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業者への専門的な助言や、各種相談機関等との連携強化の取組を通して、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者は年々増加し、対象者の課題も複雑・多様化している状況です。

各区の障がい者基幹相談支援センターに、主として地域づくり・人材育成を担う職員を配置する等、引き続き相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

- ② 区地域自立支援協議会においては、各区の障がい者基幹相談支援センターが、区保健福祉センターと連携して、企画・運営や地域の障がい福祉サービス等事業所のネットワークづくり等に主体的に参画して取組を進めています。

また、各区の協議会において、地域の課題を集約し、それに応じた社会資源の改善や新たな社会資源の開発に向けた取組を行っています。

2024（令和6）年に施行される「障害者総合支援法」では、協議会において個別事例を情報共有することが明記され、参加者に対する守秘義務や関係機関による情報提供に関する努力義務が設けられたことから、これらの取組を通じて、地域の支援体制

の整備が進められるよう、必要な地域自立支援協議会の体制確保に取り組みます。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 2026（令和8）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保。
- ② 2026（令和8）年度末までに、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保。

府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組を促進。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 成果目標

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、次の事項を実施する体制を構築します。

① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。

② 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府及び府内の審査事務及び指定権限を担っている市町村等と不正請求等の発見・防止策、指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導について課題や対応策を協議する。

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供することが重要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するよう示されています。

また、大阪府の基本的な考え方では、国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるためとして、具体的な目標が示されています。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、請求審査に係る変更点や留意事項等について、年1回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起を行います。

さらに、大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加して、関係市町村との情報共有・連携を図ることにより、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組めます。

〔参考〕国の基本指針

2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定する。（2026（令和8）年度末までに）

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- ・ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。